

会 議 録

会 議 録	令和4年度 山陽小野田市高齢者保健福祉推進会議（第1回）	
開催日時	令和5年3月23日（木）15：30～16：30	
開催場所	市役所 第2別館入札室（ZOOM併用）	
出席者	坂井久美子委員、草田和枝委員、和氣さち委員、萩田勝彦委員、三原豊弘委員、永富恵子委員、土井直子委員、伊藤武委員、萬代聰子委員、石原克宏委員、中村聡委員、森川繁夫委員、末光容子委員、堀田慎一郎委員、井上恵子委員	
欠席者	長谷亮佑委員、上林雅樹委員、江本尋美委員、美濃康之委員、川野広子委員	委員数 20人 出席者数 15人 欠席者数 5人
事務局	（福祉部高齢福祉課） 福祉部長 吉岡忠司、福祉部次長兼健康増進課長 尾山貴子、 高齢福祉課長 麻野秀明、高齢福祉課主幹 大井康司、 高齢福祉課長補佐兼地域包括支援センター所長 荒川智美、 高齢福祉課主査 篠原紀子、介護保険係長 見田健治、 地域包括支援センター所長補佐 古谷直美、 高齢福祉係長 原川寛子、高齢福祉係主任 藤永一徳	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 部長あいさつ 2 委員自己紹介 3 会長・副会長選出 4 会長・副会長あいさつ 5 議事（審議事項） <ul style="list-style-type: none"> ・第8期高齢者福祉計画の進捗状況等について 6 その他 	

会議要旨	
開会	
1 福祉部長 あいさつ	福祉部長からあいさつを行った。
2 委員自己 紹介	委員及び事務局の自己紹介を行った。
事務局	委員20名の内、15名の出席により、会議が成立したことを報告した。

3 会長・副会長選出	事務局より推薦を求めたが、該当がなかったため、事務局案として会長に萩田委員、副会長に森川委員を提案し、委員から承認された。
4 会長・副会長あいさつ	萩田会長及び森川副会長から就任のあいさつがあった。
5 議事	<p>審議事項</p> <p>「第8期山陽小野田市高齢者福祉計画の進捗状況について」事前に配布した次の資料について、事務局から説明を行った。</p> <p>高齢者福祉計画「いきいきプラン21」進捗状況資料</p> <p>① 第3章 高齢者福祉計画の基本方針及び事業</p> <p>② 第4章 介護保険給付費等の見込み及び第1号被保険者の保険料</p> <p>③ 第4章 地域分析・検討結果</p> <p>《質疑》</p> <p>委員 資料③について、県内自治体が比較地域として記載されているが、どのような意図で設定したのか。</p> <p>事務局 資料③に記載した自治体は、本市と類似団体と言われることがあり、参考として記載している。来年度の計画策定時は、この度示した自治体に限らず、他の自治体と比較・分析する予定である。</p> <p>委員 資料①について、安心相談ナースホン設置事業がどのような事業か教えてほしい。</p> <p>事務局 急病時等の緊急時にボタンを押すと看護師がいるセンターにつながる緊急通報装置（安心相談ナースホン）を貸与する事業である。</p> <p>委員 資料①について、第二層協議体の設置数が記載されているが、最近行政からRMO（地域運営組織）の説明が始まっている。協議体とRMOの関係は、この会議ではどのように考えているのか。</p> <p>事務局 RMOは地域の方が中心になって地域課題の解決に向けた取り組みを実践する場と認識しており、地域課題の中には生活支援に関する課題もあると考えている。</p> <p>第二層協議体は、日常生活上の生活支援体制の充実と高齢者</p>

	<p>の社会参加を一体的に推進することを目的としているため、RMOと連携しながら取り組みを進めていくことになる。</p> <p>今後 RMO の協議が進められる中で、生活支援に関する課題が挙げられた時は第二層協議体も連携していくことになると考えている。</p>
<p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>資料①について、介護予防・日常生活支援総合事業において予防給付型以外のサービスが実施できていないが、今後の見込みを教えてください。</p> <p>予防給付型は介護保険の従来型サービスで平成29年から総合事業に移行したものとなり、予防給付型以外の多様なサービスは、提供する事業所や団体がないのが現状である。</p> <p>地域ふれあい型は、地域の方が主体となって取組まれるサービスについて、要件を満たせば補助を行うものであり、地域との話し合いや勉強会で紹介させていただいているが、実施には至っていない。</p>
<p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>予防給付型以外のサービスは、介護認定で非該当になった方を支援するために創設されたと考えているが、単独で事業をすることは難しいと思う。予防給付型の事業所が併せて実施することについて、これまで協議等があったのか。</p> <p>総合事業は、介護保険の要支援1・2の認定を受けた方と基本チェックリストに該当した事業対象者が利用することができる。</p> <p>予防給付型の事業は、従来の介護予防の通所介護と訪問介護の事業所が指定を受けており、基準を緩和した多様なサービスについても、これらの事業所が行うことは可能だが、予防給付型と緩和型で別事業所として扱うことになるため、人員配置等の課題がある。</p>
<p>6 その他</p> <p>事務局</p> <p>《その他意見》</p> <p>委員</p> <p>閉会</p>	<p>令和5年度の本会議の予定について説明を行った。</p> <p>高齢者福祉計画では、老人クラブ大会の参加者は増加見込みとなっているが、現状は老人クラブの会員数や単位クラブ数は年々減少している。減少には様々な要因があり、老人クラブとしても努力するが、市も計画の指標とするのであれば、老人クラブへの加入促進に協力をお願いしたい。</p>